

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 住民基本台帳ネットワークシステム機種更新対応（設計）業務委託

2 契約の相手方

株式会社NTTデータ関西

3 随意契約理由

本業務は、住民基本台帳ネットワークシステムのサーバ及び端末等機器に係る機種更新の要件定義の次工程として必要となる方式設計及び運用保守検討を行うものである。

株式会社NTTデータ関西は、当該ネットワークシステムの運用保守業者であり、本業務は運用保守業務と密接不可分の関係にあることから、同社以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ（電話番号：06-4305-7345）

随意契約理由書

1 案件名称

令和 6 年度大阪市住民記録システム及び印鑑登録システム標準化対応にかかる標準外関連システム（除票管理システム）対応業務委託

2 契約の相手方

株式会社 NTT データ関西

3 随意契約理由

本契約は、標準準拠システムへの移行に伴い、標準仕様書による基本データリスト形式では削除者に関する履歴管理データが保持されなくなることから、新たに除票管理システムを実装し、引き続き削除者の履歴管理や証明書交付等を行い市民サービスを維持するとともに、標準準拠システムへの安定的な移行を実現することを目的とする。当該機能を標準準拠システムと一体のパッケージシステム（標準外関連システム）として実装するため、データ移行、システムテスト等の移行作業を実施するものである。

株式会社 NTT データ関西は、令和 5 年 7 月 31 日に契約締結した「大阪市住民記録システム及び印鑑登録システム標準化対応業務委託」（以下、「現行契約」という。）の受託者であり、標準準拠システムのサービス提供を行うとともに、標準準拠システムへの移行に必要なガバメントクラウド環境設定、移行ツールの設計・開発を実施している。本契約は除票管理システムを標準準拠システムと一体的に実装するための移行作業であることから、現行契約と密接不可分の関係にあり、同社以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、業務に著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由から、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ（電話番号：06-4305-7345）

随意契約理由書

1 案件名称

証明書交付対応行政サービス（マルチコピー機）端末（市民局）に係るサービス導入設定等業務委託

2 契約の相手方

京セラドキュメントソリューションズジャパン株式会社

3 随意契約理由

本市では、コンビニエンスストア等における証明書等自動交付サービス（以下「コンビニ交付」という。）の利用を促進するため、各区役所庁舎に証明書交付対応行政サービス端末（以下「行政キオスク端末」という。）を設置し、行政キオスク端末による証明書等自動交付サービス事業を実施する。

事業実施にあたり、令和 6 年 5 月 24 日付で契約締結した「証明書交付対応行政サービス（マルチコピー機）端末長期借入」により京セラドキュメントソリューションズジャパン株式会社製の行政キオスク端末を使用することとなった。併せて、コンビニ交付開始前に各区役所庁舎に設置する当該端末の導入設定作業等の業務が必要となる。

本業務に関しては、同種の端末を取り扱っている事業者ヒアリングをした結果、他社で当該端末の取扱いができず、端末製造元である京セラドキュメントソリューションズジャパン株式会社のみ対応可能となっている。

以上の理由から、当該業務の履行が可能な業者が特定される業務であるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、京セラドキュメントソリューションズジャパン株式会社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ（電話番号：06-4305-7345）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市物価高騰対策給付金支給事業業務委託

2 契約の相手方

TOPPAN株式会社

3 随意契約理由

本件契約にて実施する給付金事業は、国で閣議決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」として示された「低所得者世帯向け給付金」として、住民税非課税世帯に対し1世帯あたり3万円、当該世帯に属する児童1人あたり2万円を支給するものである。

本給付金の支給にあたっては国より「物価高の影響を受ける低所得者に対し、迅速に支援を届ける」とされており、この目標を実現するため、本市においても、これまでの給付金の実績等から令和7年2月中下旬には支給を開始し、可能な限り迅速に給付を行う必要があると考えている。

給付事業にあたっては、申請書等の印刷、書類審査、振込データ作成等について、専用システムの構築などによる正確なデータ管理のうえ迅速に行うことを一括業務委託する方針であり、さらに迅速な給付を行うため、本市が保有する対象世帯口座情報を印字したお知らせ文書を対象者に送付し、申請を求めることなく給付を行う「プッシュ型」の給付（※1）を実施する予定である（対象世帯全体約53万世帯のうち約46万世帯がプッシュ型の対象。約7万世帯は申請が必要。）。

給付対象世帯への文書発送や支給を行うためには、対象世帯のデータを管理する専用の給付金システムが必要となるが、現在実施中の事業（※2）で使用する給付金システム及び印字仕様の流用が可能であり、流用した場合は対象者データの抽出後すぐに文書を印刷・発送することができる。

給付金システム構築、印刷仕様等の調整を新たに開始することとなると、給付金事業に利用できるパッケージシステムを保有する場合であっても、本市向けにカスタマイズする必要があるほか、対象者データ取込みのインターフェース調整等を一から行うこととなることになるため、4週間程度の準備期間が必要となるが、現行事業者であればこれらの工程を省略することができ、期間の短縮に加え、業務の円滑な実施を確保することができる。

加えて、現在実施中の事業（※2）にあたる従業員を引き続き従事させることで研修・知識習得の時間が大幅削減できるほか、事務設計、帳票設計、ホームページやオンライン申請システムについても現行事業のものを流用できるため、これらの開発に要する経費の削減や期間の短縮が見込まれる。さらに、口座情報等を含む対象者データも流用が可能となり、流用できなかった場合、約4万5千世帯へのプッシュ型給付が実施できなくなり、申請漏れ等による未受給が発生し得ることとなる。なお、現在実施中の事業（※2）の口座情報等を含む対象者データは、契約期間終了時に本市に提出されることとなっており、契約期間中に他社が輕易に二次利用可能なデータとしての提出をするためには、加工のために相応の期間が必要となる。

また、文書発送までの期間を短縮することで、申請が必要な対象者（プッシュ型に該当しない者。約7万世帯を想定。）が早期に申請書を受け取ることができ、申請期間を十分に確保できるため、申請期間が短いことに起因する申請漏れ等の機会損失の減少につながり、市民の利益増大に資する。

以上の理由から、他の発注に係る実施中の業務の内容と重複及び関連する業務で、実施中の者に実施させた場合には、期間の短縮に加え、業務の円滑な実施を確保する上で有利と認められるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により、TOPPAN株式会社と特名随意契約を締結する。

- ※1 「プッシュ型」の給付：本市が口座情報を保有している対象者に対して、本市より給付金額や振込口座が記載された文書を送付することで、給付金の支給を申し込み、一定期間内に受給辞退や受取口座変更の申出がない場合は対象者が支給の申込みを受諾したものとして、本市が把握する口座に給付金を振り込むという手法による給付。対象者からの申請を必要としない。
- ※2 現在実施中の事業：定額減税補足給付金（調整給付）及び令和6年度物価高騰非課税世帯・均等割世帯・子ども加算支援給付金支給事業業務委託（契約期間 令和6年5月15日～令和7年2月28日）のうち令和6年度物価高騰非課税世帯・均等割世帯・子ども加算支援給付金支給に係る業務（対象：約8万世帯）

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5 担当部署

市民局総務部物価高騰支援給付金担当（電話番号：06-6208-7264）

随意契約理由書

1 案件名称

証明書交付対応行政サービス（マルチコピー機）端末（市民局）に係る機器保守業務委託（その2）

2 契約の相手方

京セラドキュメントソリューションズジャパン株式会社

3 随意契約理由

本市では、コンビニエンスストア等における証明書等自動交付サービス（以下「コンビニ交付」という。）の利用を促進するため、各区役所庁舎に証明書交付対応行政サービス端末（以下「行政キオスク端末」という。）を設置し、行政キオスク端末による証明書等自動交付サービス事業を実施する。

事業実施にあたり、令和6年5月24日付で契約締結した「証明書交付対応行政サービス（マルチコピー機）端末長期借入」により京セラドキュメントソリューションズジャパン株式会社製の行政キオスク端末を設置することとなった。併せて、令和7年2月1日よりコンビニ交付のサービスを安定的に提供するために行政キオスク端末機器におけるサービス運用保守業務委託契約を締結する必要がある。

本業務に関しては、行政キオスク端末における各プログラム等の特殊な技術を有している製造元会社である京セラドキュメントソリューションズジャパン株式会社のみ対応可能となっている。

以上の理由から、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ（電話番号：06-4305-7345）